



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 県税の課税免除の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 1
- 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則 (市町村課) 2
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 3
- 沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則 (糖業農産課) 4
- 沖縄県有優良種畜貸付等に関する規則の一部を改正する規則 (畜産課) 5
- 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則を廃止する規則 (観光政策課) 5

告 示

- 道路の区域の変更・5件 (道路管理課) 6
- 県道の供用の開始・2件 (道路管理課) 7
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課) 8
- 都市計画の変更 (都市計画・モノレール課) 8
- 都市計画事業の認可 (都市計画・モノレール課) 8
- 都市計画事業の変更の認可 (都市計画・モノレール課) 9
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 (建築指導課) 9

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) 9
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 9
- 開発行為に関する工事の完了・9件 (南部土木事務所) 10
- 特定調達契約に係る落札者の決定 (県立図書館) 12

人事委員会事項

- 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 13

規 則

県税の課税免除の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第6号

県税の課税免除の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除の特例に関する条例施行規則 (平成14年沖縄県規則第39号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「期間」の次に「若しくは修正申告書を提出すべき期限」を加え、「第53条第1項」を「第53条」に改め、「により申告納付」の次に「若しくは修正申告」を加える。

「 _____ 」 「 _____ 」

| | | | | | | | | |
|--------|--------------|----|--------|---|----------------|----|--------|----|
| 第3号様式中 | 課 税 免 除 後 | | | を | 課 税 免 除 後 | | | に、 |
| | 課税標準額 (円) | 税率 | 税額 (円) | | 県内課税標準額 (円) | 税率 | 税額 (円) | |

| | | | | |
|-------------------------|------------------------------|--------------|-----------|--------------|
| 課税免除に係る課税標準額の算出に必要な基礎数値 | 従業者数 人 | 固定資産の価額 円 | 従業者数 人 | 固定資産の価額 円 |
| 新設又は増設した設備等 | 特別償却に関する明細書を提出した税務官署名及び提出年月日 | | 年 月 日 | |
| | 新設し、又は増設した場所 | | | |
| | 新設し、又は増設した年月日 | | 年 月 日 | |
| | 事業の用に供した年月日 | | 年 月 日 | |
| | 有形減価償却資産の合計額 | | | 円 |
| | 増加雇用者数 | | | 人 |

| | | | | |
|-------------------------|------------------------------|--------------|------------------|--------------|
| 課税免除に係る課税標準額の算出に必要な基礎数値 | 県 内 分 | | 左のうち課税免除対象設備に係る分 | |
| | 従業者数 人 | 固定資産の価額 円 | 従業者数 人 | 固定資産の価額 円 |
| 新設又は増設した設備等 | 特別償却に関する明細書を提出した税務官署名及び提出年月日 | | 年 月 日 | |
| | 新設し、又は増設した場所 | | | |
| | 新設し、又は増設した年月日 | | 年 月 日 | |
| | 事業の用に供した年月日 | | 年 月 日 | |
| | 有形減価償却資産の合計額 | | | 円 |

改め、同様式付表中

「新設又は増設した設備等を事業の用に供した日 平成 年 月 日」を

「新設又は増設した設備等を事業の用に供した日 年 月 日」に、

「平成 年 月 日から平成 年 月 日」を 「年 月 日から 年 月 日」に、

「免除後の課税標準額(円)⑤-⑥」を 「免除後の県内課税標準額(円)⑤-⑥」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第7号

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第8号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成19年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1号中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2号中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3号中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出）

第8条 法第34条第3項の規定による設置の届出は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書（第7号様式）によるものとする。

第2号様式を削る。

第3号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式を第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称並びに代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第3項の規定により、公私連携幼保連携型認定こども園を設置したいので、関係書類を添えて届け出ます。

| | |
|--------|--|
| 施設の名称 | |
| 施設の所在地 | |

| | | | | | |
|------------------------|----------------------------|-----------|-------------------|-----|--|
| 設置の目的 | | | | | |
| 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面 | | | | | |
| 園則 | | | | | |
| 経費の見積り及び維持方法 | | | | | |
| 開設予定年月日 | | | | | |
| 利用定員 | 区 分 | 保育を必要とする子 | 保育を必要とする子 以外の子 | 合 計 | |
| | 満3歳以上 | 人 | 人 | 人 | |
| | 満3歳未満 | 人 | 人 | 人 | |
| | 合 計 | 人 | 人 | 人 | |
| 教育及び保育の 目標及び主な内容 | 【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】 | | | | |
| | 【教育及び保育の内容の概要】 | | | | |
| | 年間開園日数 | 日 | | | |
| | 開 園 時 間 | 平日 | | | |
| | | 土曜日 | | | |
| | | 日曜日・祝日 | | | |
| その他 | | | | | |
| 子育て支援事業 | | | | | |

添付書類

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）に掲げる基準に適合していることを証する書類
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第9号

沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

沖縄県農業共済組合検査規則（平成21年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条第1項から第3項まで」に改める。

第3条第2号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第18条第4項中「農業災害補償法第142条の4」を「農業保険法第209条第3項」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

様式第1号中「農業災害補償法第142条の の規定に基づき、 農業共済組合」を「農業保険法第209

条第 1 項の規定に基づき、沖縄県農業共済組合」に改める。

様式第 2 号中「農業災害補償法第142条の 2 から第142条の 4 まで」を「農業保険法第209条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県有優良種畜貸付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第10号

沖縄県有優良種畜貸付等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県有優良種畜貸付等に関する規則（昭和49年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 1 号中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第 2 号中「大ヨークシャー種」を「大ヨークシャー種」に、「ハンプシャー種」を「ハンプシャー種」に改める。

第 4 条ただし書中「あつた」を「あった」に改める。

第 9 条第 1 項中「もつて」を「もって」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第10条第 1 項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第 2 項中「失そう」を「失踪」に、「あつた」を「あった」に、「なお」を「この場合において」に、「あつては」を「あっては」に改め、同項ただし書を削り、同条第 3 項中「とりまとめて」を「取りまとめて」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項後段の規定にかかわらず、獣医師のいない離島市町村にあって、緊急に獣医師を派遣することが不可能な地域については、所轄市町村長の証明をもって同項後段に規定する獣医師の診断書又は検案書に代えることができる。

第11条第 1 項中「失そう」を「失踪」に、「あつた」を「あった」に改める。

第12条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条第 4 項中「あつては」を「あっては」に改める。

別表（注）中「かかる」を「係る」に、「あつた」を「あった」に改める。

第 2 号様式中

「 1 沖縄県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借受者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県有優良種畜につき、下記条項により契約を締結する。

この契約成立の証として本書 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ各一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

を

「 沖縄県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借受者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県有優良種畜につき、下記条項により契約を締結する。

この契約成立の証として本書 2 通作成し、甲・乙記名押印の上、各一通を保有するものとする。

年 月 日

に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第 8 号様式中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第11号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則を廃止する規則
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則（平成19年沖縄県規則第59号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|----------------------------------|---------------|-------|
| 旧 | 国頭村字楚洲48番1地先から 国頭村字楚洲51番3地先まで | 10.3m ～ 15.3m | 32.6m |
| 新 | 国頭村字楚洲48番1地先から 国頭村字楚洲51番3地先まで | 14.7m ～ 51.4m | 32.6m |

沖縄県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 9号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|----------------------------|---------------|-------|
| 旧 | 大宜味村字白浜25から 大宜味村字白浜33まで | 26.5m ～ 41.2m | 19.4m |
| 新 | 大宜味村字白浜25から 大宜味村字白浜33まで | 26.5m ～ 41.2m | 19.4m |

沖縄県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|----------------------------------|---------------|-------|
| 旧 | 名護市字屋部1248番1から 名護市字屋部1243番1まで | 13.8m ～ 74.7m | 97.6m |
| 新 | 名護市字屋部1248番1から 名護市字屋部1243番1まで | 13.8m ～ 74.7m | 97.6m |

沖縄県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、平成30年3月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦西停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|----------------------------------|----------------|--------|
| 旧 | 浦添市前田三丁目1671番2から 西原町字徳佐田2番3まで | 19.0m ～ 227.9m | 260.0m |
| 新 | 浦添市前田三丁目1671番2から 西原町字徳佐田2番3まで | 19.0m ～ 227.9m | 260.0m |

沖縄県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年3月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|--|--------------|--------|
| 旧 | 竹富町字上原宇那利崎509番2から 竹富町字上原宇那利崎545番1地先まで | 5.0m ～ 14.4m | 380.6m |
| | 竹富町字上原宇那利崎509番2から 竹富町字上原宇那利崎546番1まで | 8.0m ～ 12.0m | 300.0m |
| 新 | 竹富町字上原宇那利崎509番2から 竹富町字上原宇那利崎546番1まで | 8.0m ～ 12.0m | 300.0m |

沖縄県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成30年3月9日

から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 県道20号線
- 2 供用開始の区間 沖縄市胡屋五丁目204番から沖縄市胡屋二丁目50番4まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月9日

沖縄県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成30年3月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 那覇宜野湾線
- 2 供用開始の区間 浦添市牧港二丁目798番1から浦添市牧港二丁目536番4まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月9日

沖縄県告示第127号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣空港線
- 3 区間 石垣市字大浜1370番1から同市字大浜1143番1まで

沖縄県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・1号国道58号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市勢理客四丁目、字小湾、字仲西、字宮城、字屋富祖及び字城間
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・豊3号長嶺城址総合公園

3 事業施行期間 平成30年3月9日から平成40年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 豊見城市字長堂山垣原並びに字嘉敷東原及び後原地内
(2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年沖縄県告示第27号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 沖縄市
2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 中部広域都市計画公園事業
(2) 名称 沖7号海中道路跡都市緑地
3 事業施行期間 平成27年1月16日から平成35年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第131号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公告認定対象区域 南風原町字津嘉山1116番ほか17筆
2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
3 認定年月日及び指令番号 平成30年2月27日 沖縄県指令土第116号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画景観地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 県道浦添西原線沿線地区
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月7日 沖縄県指令土第826号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字喜舎場224番1、224番2、224番4及び225番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場243番地1 アンリアパート302 比嘉正志
- 5 検査済証番号 平成30年2月27日 第4452号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月2日 沖縄県指令土第676号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字上江洲暗河原8番1ほか2筆及び字田場門原1097番1ほか21筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路、緑地及び下水道
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市喜仲一丁目7番14号 つばさ総合企画有限会社 代表取締役 諸橋勲男
- 5 検査済証番号 平成30年2月28日 第4453号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月20日 沖縄県指令南土第35号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安若知花原41番1、41番6及び41番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目19番7-401号フォレスト・Y 村岡省吾
- 5 検査済証番号 平成30年1月26日 N第831号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月8日 沖縄県指令南土第599号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原285番3ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保382番地1 ひまわりハウス205号 森根清和
- 5 検査済証番号 平成30年1月31日 N第832号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月11日 沖縄県指令南土第1042号、平成29年6月16日 沖縄県指令南土第637号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間下後原182番2、185番1、185番5、185番9、185番14、185番16及び185番19
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字松川602番地キャッスル宣202 宮城桐吾
- 5 検査済証番号 平成30年2月1日 N第833号
- 6 工事完了年月日 平成29年12月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月3日 沖縄県指令南土第680号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字福地西原517番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚560番地経塚市街地住宅203号 渡口平介
- 5 検査済証番号 平成30年2月5日 N第834号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月1日 沖縄県指令南土第876号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原756番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 八重瀬町字東風平835番地1 有限会社イチコー 代表取締役伊集守一
- 5 検査済証番号 平成30年2月5日 N第835号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月14日 沖縄県指令南土第1454号、平成29年2月1日 沖縄県指令南土第66号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛348番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇257番地2階 岩崎朝美
- 5 検査済証番号 平成30年2月5日 N第836号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月2日 沖縄県指令南土第81号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁真壁原214番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目23番5-402号コーポユートピア 大城宙士
- 5 検査済証番号 平成30年2月13日 N第837号
- 6 工事完了年月日 平成29年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月3日 沖縄県指令南土第83号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原367番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄5丁目2番地6アビタシオン1-B 玉城敬
- 5 検査済証番号 平成30年2月13日 N第838号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月9日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月15日 沖縄県指令南土第1463号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字平良大城原158番27ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良154番地1大城アパート202号 外間進
- 5 検査済証番号 平成30年2月13日 N第839号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年3月9日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 新県立図書館業務システム構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立図書館 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 新県立図書館業務システム構築等委託業務企業連合 代表者 富士通株式会社沖縄支店 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 落札金額 299,052,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価方式による一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年11月24日

人事委員会事項

沖縄県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月9日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次に掲げる順位の者が」を「事務局長が決裁すべき事項に係る事務を所掌する課長が」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「その事務」を「、その事務」に改める。

別表第1第9号中「報告する事項」の次に「及び協議する事項」を加える。

別表第2職員課の項中第20号を第23号とし、第10号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 初任給規則運用在級期間表関係の規定による承認に関すること。

別表第2職員課の項第8号中「第1項、第2項及び第4項」を「第3項ただし書、第4項ただし書、第6項本文及びただし書並びに第11項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年人委第1063号。以下「初任給規則運用」という。）」を「初任給規則運用」に、「第5項第2号」を「第7項第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 初任給規則運用第19条関係第9項ただし書の規定による承認に関すること。

別表第2職員課の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年人委第1063号。以下「初任給規則運用」という。）第10条関係第5項の規定による協議に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年3月9日から施行する。

| | |
|---|--|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p> |
|---|--|